

訓令番号	訓 令 名	所 管 名	公 布 年 月 日
訓令第11号	さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令	総 務 課	令和2年6月19日

さいたま市訓令第 1 1 号

さいたま市事務専決規程の一部を改正する訓令

さいたま市事務専決規程（平成 1 5 年さいたま市訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後					改正前				
別表第 3（第 3 条関係） 個別専決事項					別表第 3（第 3 条関係） 個別専決事項				
[略]					[略]				
保健福祉局					保健福祉局				
保健部					保健部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長	課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長
[略]					[略]				
食肉衛生検査所	1～26 [略] 27 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 5 7 号。以下「輸出促進法」という。）第 1 5 条第 2 項の規定による輸出証明書の発行に関すること。 （食肉中央卸売市場内に限る。）	○			食肉衛生検査所	1～26 [略]			
	28 輸出促進法第 1 7 条第 2 項の規定による適合施設の認定に関すること。 （食肉中央卸売市場内に限る。）	○							
	29 輸出促進法第 1 7 条第 4 項の規定による適合施設が認定要件に適合していることの確認に関すること。（食肉中央卸売市場内に限る。）	○							
	30 輸出促進法第 1 7 条第 5 項の規定による改善指示及び認定の取消しに	○							

	関すること。(食肉中央卸売市場内に限る。)								
	3 1 輸出促進法第 3 8 条第 2 項の規定による報告の徴収、物件の提出の指示、立入調査及び質問に 関すること。(食肉中央卸売市場内に限る。)								○
	3 2 輸出促進法第 3 8 条第 5 項の規定による輸出証明書の発行及び適合施設の認定の取消しに 関すること。(食肉中央卸売市場内に限る。)								○
[略]									

[略]
経済局
[略]

農業政策部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長

[略]					
食肉中央卸売市場	1 <u>さいたま市食肉中央卸売市場業務規程(平成 13 年さいたま市条例第 237 号。以下「業務規程」という。)</u> 第 6 条の 2 及び第 6 条の 5 から第 6 条の 8 までの規定による卸売業者の業務の許可、純資産額が不足する場合の措置、名称変更等の届出の受理、許可の取消し及び事業の譲渡等の認可をすること。				○
	2 業務規程第 15 条及び第 17 条から第 19 条までの規定によるせり人の登録、登録の更新、取消し及び削除をすること。				○
	3 [略]				
	4 [略]				
	5 [略]				

[略]									

[略]
経済局
[略]

農業政策部				
課所名	専決事項	課長	部長	局長 副市長

[略]					
食肉中央卸売市場	1 <u>さいたま市食肉中央卸売市場業務規程(平成 13 年さいたま市条例第 237 号。以下「業務規程」という。)</u> 第 15 条及び第 17 条から第 19 条までの規定によるせり人の登録、登録の更新、取消し及び削除をすること。				○
	2 [略]				
	3 [略]				
	4 [略]				
	5 業務規程第 40 条の規				○

<p>6 [略]</p> <p>7 <u>業務規程第58条第2項に規定する届出書を受理すること。</u></p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>業務規程第61条第2項に規定する届出書を受理すること。</u></p> <p>11～15 [略]</p>														
[略]														
[略]														
備考 [略]														
<p><u>定による市場外にある物品の卸売をすることを承認すること。</u></p> <p>6 [略]</p> <p>7 <u>業務規程第58条の規定による出荷奨励金の交付を承認すること。</u></p> <p>8・9 [略]</p> <p>10 <u>業務規程第61条の規定による完納奨励金の交付を承認すること。</u></p> <p>11～15 [略]</p>														
[略]														
[略]														
備考 [略]														

附 則

この訓令中別表第3保健福祉局保健部食肉衛生検査所の項の改正は公布の日から、同表経済局農業政策部食肉中央卸売市場の項の改正は令和2年6月21日から施行する。